

住宅を取得された方へ

新築、建替え、増築、
中古住宅の購入等

定住サポート事業のご案内

朝日町では、定住を促進し、町の活性化を図るため、自ら住むことを目的に新たに住宅を取得された方を対象に補助金を交付します。

対象となる住宅

- 新築・建替え・増築（建設確認申請を伴うものに限る）した住宅
- 中古住宅を購入し、所有権移転登記が完了した住宅



補助額

<土地の取得費>

☆5年以内に購入した土地に家屋を建設した場合及び中古住宅、建売住宅と底地を同時に取得した場合に土地取得費の10%（上限50万円）の補助金を交付します。

☆取得した土地が中道下分譲地・泊駅南分譲地の場合は、上記補助金に75万円（定額）加算します。

<住宅の取得費等>

☆新築や増築の工事費、中古住宅又は建売住宅の購入費（リフォームした場合はその費用も含む）の10%相当額と、申請者が該当する次の世帯の額を比較し、いずれか低い額を補助金として交付します。

- | | |
|------------|-------------|
| ●一般世帯 20万円 | ●転入世帯 120万円 |
| ●近居世帯 70万円 | ●同居世帯 120万円 |

※中古住宅のリフォーム費は、中古住宅の売買契約日から6ヶ月以内に町内業者と工事請負契約を締結したものに限りです

一般世帯：単身世帯及び転入・近居・同居世帯以外の世帯

転入世帯：転入後3年以内の者が含まれる二人以上の世帯

近居世帯：朝日町内に2親等以内の直系親族が居住し、子（孫）世代が夫婦又は母子・父子家庭の世帯

同居世帯：一つの家屋に2親等以内の直系親族が居住し、子（孫）世代が夫婦又は母子・父子家庭の世帯

☆下記の対象となる場合は、上記補助金に100万円を上限に加算します。

- | | |
|-------------|---------------|
| ●若年者加算 25万円 | ●子育て加算 25万円／人 |
| ●新婚加算 50万円 | |

※住宅取得費（中古住宅のリフォーム費含む。）が200万円未満の場合は、加算の対象外です

若年者加算：夫婦又は母子・父子家庭で住宅取得者又はその配偶者が18歳以上40歳未満

子育て加算：18歳未満の子（高校3年生世代）を養育している世帯

新婚加算：婚姻の届出日から請負契約日（売買契約日）までの期間が5年以内の夫婦

対象者

当補助金の交付要綱における補助対象要件を満たしている方が対象となります。

例えば

- ・申請者が取得した住宅の所有権を有すること
- ・取得した住宅に住所を有し、現に居住していること
- ・申請者の世帯（同居人を含む）全員に町税等の滞納がないこと
- ・申請者等が当補助金の交付を受けた住宅に5年以上継続して居住すること

対象外経費

次の費用は補助金の対象外になります。

- ・申請者又は申請者の2親等以内の親族（その者が代表である法人を含む。）が施工する工事に要する費用
- ・2親等以内の親族（その者が代表である法人を含む。）から取得した土地及び住宅の購入に要する費用
- ・住宅以外の建築物並びに工作物、家具及び家電に要する費用
- ・併用住宅における居住部分以外に要する費用
- ・中古住宅の売買契約日から6ヶ月経過後に工事請負契約等を締結したリフォーム工事に要する費用
- ・町外業者によるリフォーム工事に要する費用

申請期間

取得した住宅に入居後、1年以内に交付申請を行ってください。

期限を過ぎると補助金は交付されませんのでご注意ください。

中古住宅を取得してリフォームを行う場合は、リフォーム工事の着工前に必ず役場建設課へ申込みを行ってください。

申請書提出先

朝日町役場 建設課

当補助金の活用をご検討される場合は、事前に下記までご相談ください。

《手続きの流れ》

